省令

法務大臣　金田　勝年

○法務省令第三号

供託規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十三日

供託規則等の一部を改正する省令

（供託規則の一部改正）

第一条　供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（印鑑証明書の添付） **第二十六条**　［略］ 2　［略］ 3　前二項の規定は、次の場合には適用しない。 一　［略］ 二　払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。）その他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したとき。 ［三～五　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（印鑑証明書の添付） **第二十六条**　［同上］ 2　［同上］ 3　前二項の規定は、次の場合には適用しない。 一　［同上］ 二　払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。）その他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）により、その者が本人であることを確認することができるとき。 ［三～五　同上］

（供託規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　供託規則の一部を改正する省令（平成十五年法務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附　則 **第三条**　削除 備考　表中のその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	**附　則** （印鑑証明書の添付に関する経過措置） **第三条**　この省令の施行前に受理した供託に係る供託物の取戻しの請求については、この省令による改正前の供託規則（以下「旧規則」という。）第二十六条第三項第二号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、前条第二項前段の規定により副本ファイルに転写された内容に関する旧規則第二十六条第三項第二号の規定の適用については、同号中「供託者又は前項に掲げる者が供託書に押した印鑑」とあるのは、「副本ファイルに転写された供託者又は前項に掲げる者の印鑑」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。